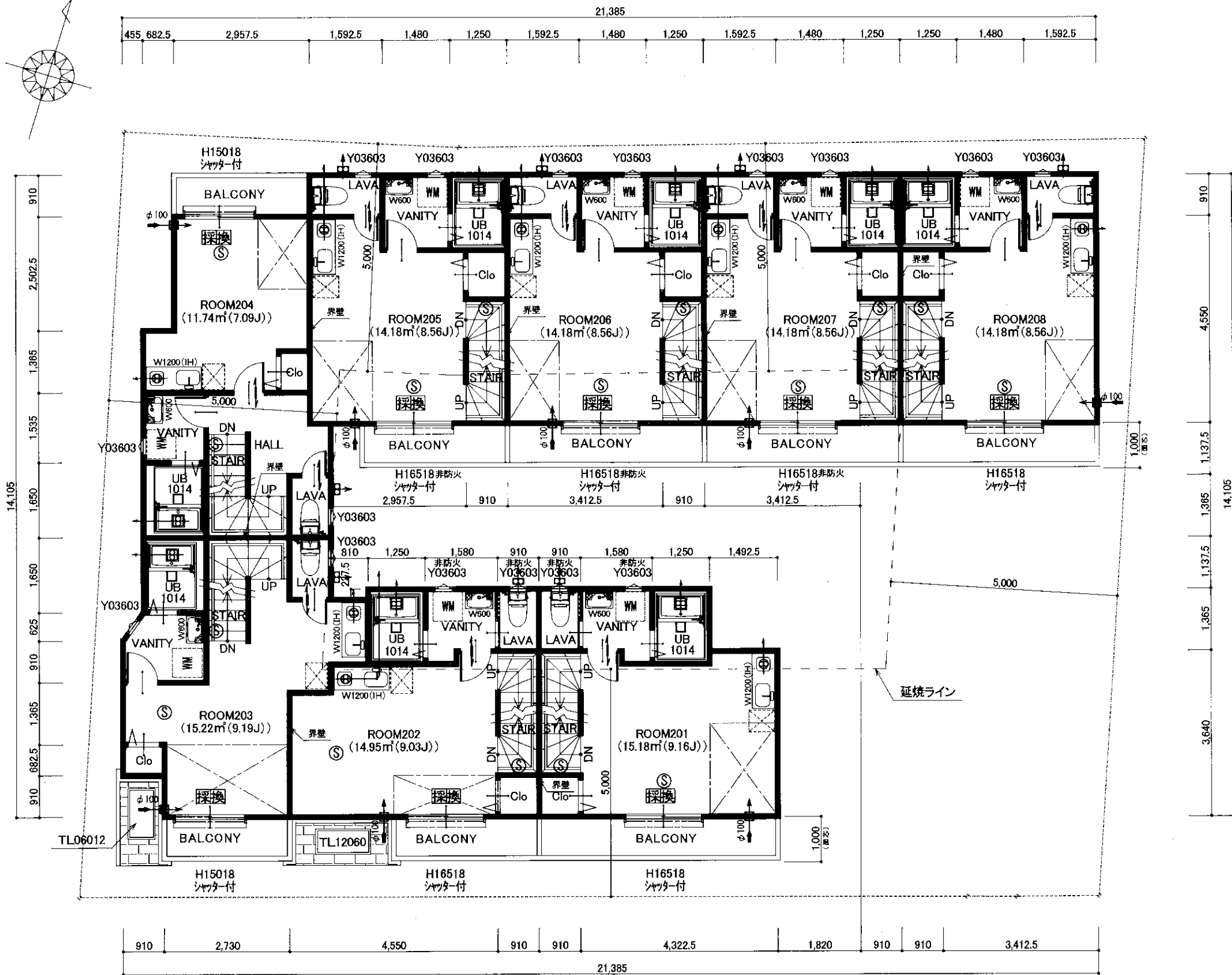
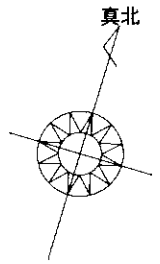


1階 平面図 S:1/100

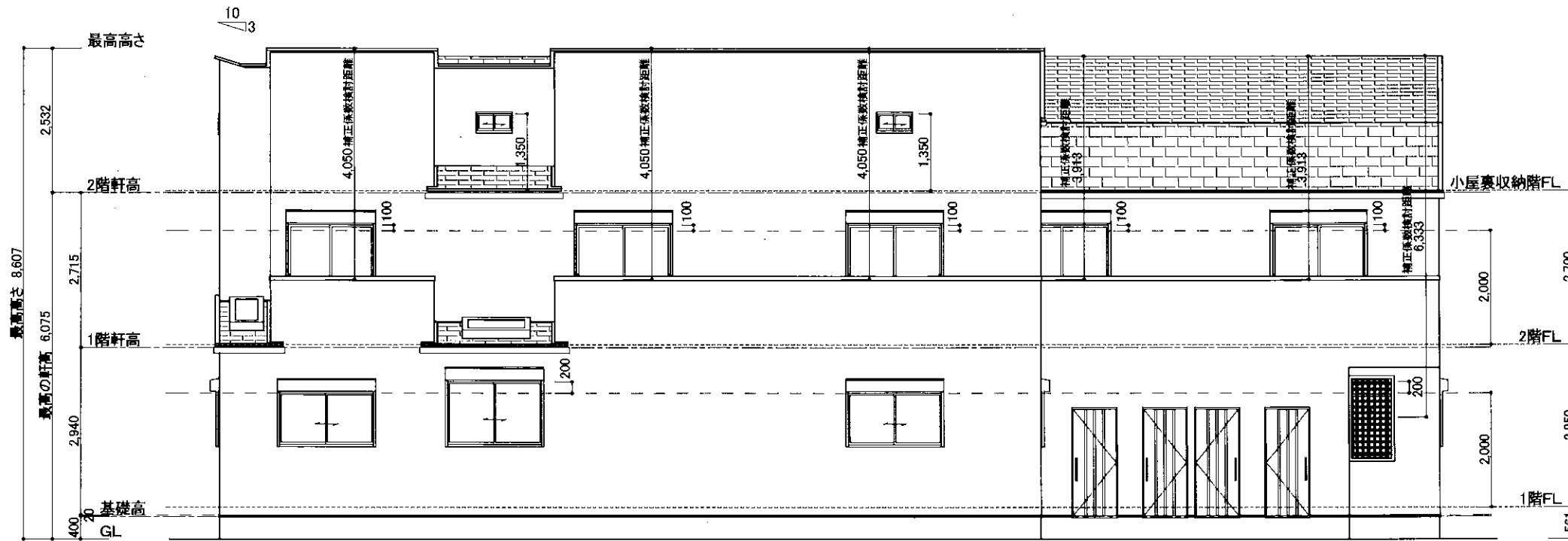
凡例

換	換気扇 150φ (FD付) 防虫網付
採	採光検討窓を示す。
換	換気検討窓を示す。
※層間変形角が1/150以下であることを確認済。(令109条の2の2)	
※非防火表記以外のサッシは防火設備とする。 (シャッター付orガラスt6.8・個別認定品)	
・小屋裏収納 該当有	
・階段(手摺付き) 踏面=150mm以上/蹴上=230mm以下/幅員=750mm以上 ※手摺取付寸法: 壁面より100mm以内とする。 ※回り階段の踏面寸法は、狭い方から300mmの位置にて測定。	
・内装制限 対象(壁・天井) [ROOM101~108] 壁: PB t15mm (NM-8619又は同等) 天井: 強化PB t15mm (NM-8615又は同等) ビニールクロス: 準不燃 (QM-9410又は同等) ※コンロ廻り: 消防庁の指定する構造とし、東京都火災予防条例通りに施工する。 PB t15mm不燃パネル貼り (NM-1699又は同等品)	
・換気量計算(令20条の3、建告1826号第3の2) 調理機器はIHヒーター式とする。 換気器具風量: 330m <sup>3</sup> /h	
・レンジフードのダクトはスチールスパイラル(同等性能品)とし、 ロックウール(同等性能品) t50mm巻きとする。	
・住宅用火災報知器の設置 ◎: 煙式    ⊕: 熱式 (各居室・階段上は煙式、コンロ近接の場合は熱式) ・電源方式は電池式とする。 ・取付位置は住居器の中心とする。 ・煙式については下記による。 (熱式は400mmと読み換える。) ※天井取付の場合 ・壁面から600mm以上離す事。 ・梁等がある場合も同様に600mm以上離す事。 ・エアコンの吹出口及び換気口等より1500mm以上離す事。 ※壁面取付の場合 ・天井から150~500mm以内に取り付ける事。	
・基礎: ベタ基礎 ・床下防湿措置: 防湿シート敷込み ・床下換気: 自然換気(基礎パッキン) ・防蟻・防蟻処理: 地盤面より1000mm以下の木部 ・指定建築材料はJIS・JAS適合品 ・アスベストを含んだ材料は使用しない ※給水装置は水道法に準拠して施工する ※排水設備は下水道法に準拠して施工する ※ガスは都市ガスとし、ガス事業法40条の4を準拠	
シックハウス用 自然給気口100φ (SVC) 壁付換気扇(排気機) 100φ (SVC) アンダーカット10mm (及び換気経路)	
・クロルピリホスは使用しない。 ・シックハウス換気扇は 常時換気(24時)とする。 スイッチにはその旨を表示する。	
申	天井換気扇(SVC)Φ100 (シックハウス換気)
申	浴室用換気扇(SVC)Φ100 (シックハウス換気対象外)

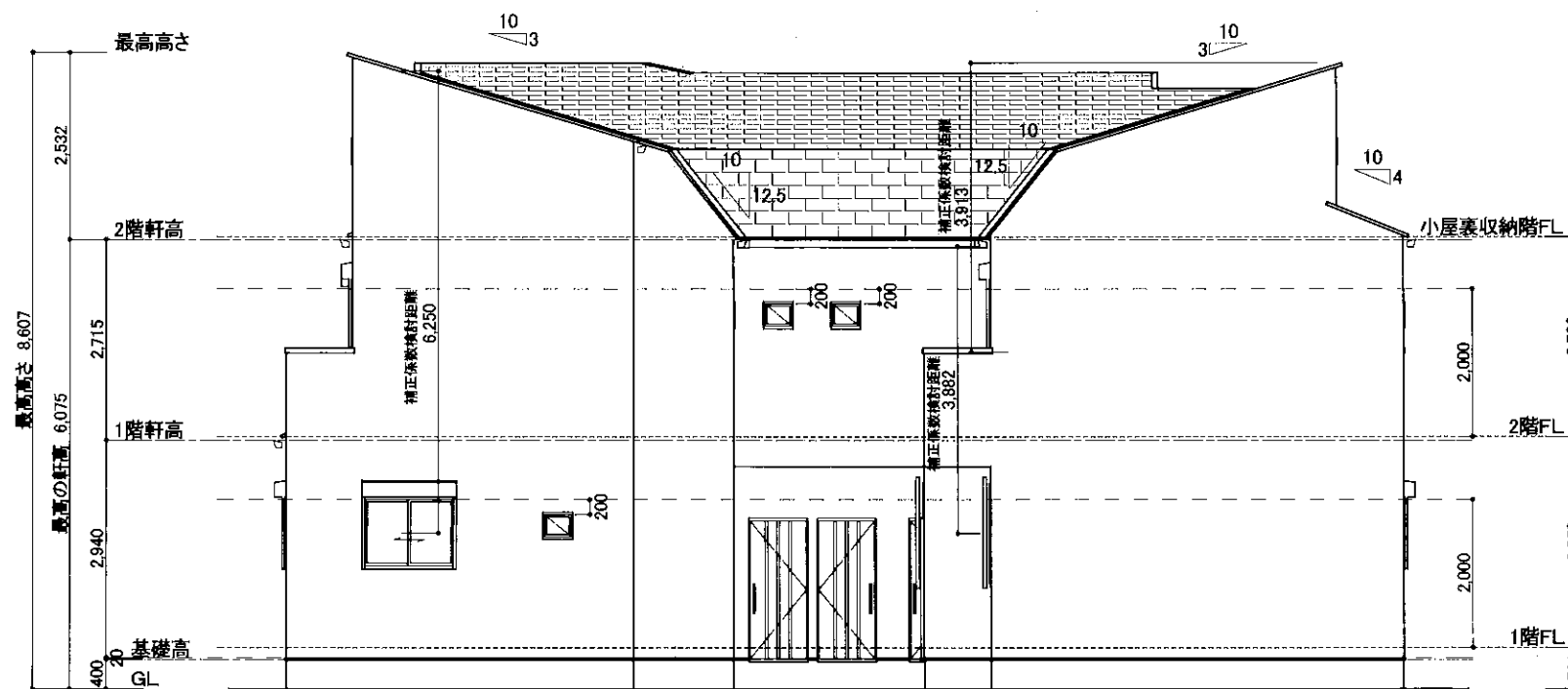


凡例																			
	換気扇 150φ (FD付) 防虫網付																		
	採光検討窓を示す。																		
	換気検討窓を示す。																		
※層間変形率が1/150以下であることを確認済。(令109条の2の2)																			
※非防火表記以外のサッシは防火設備とする。 (シャッター付orガラスt6.8・個別認定品)																			
・小屋裏収納 該当有																			
・階段(手摺付き) 踏面=150mm以上/蹴上=230mm以下/幅員=750mm以上 手摺取付寸法: 壁面より100mm以内とする。 ※回り階段の踏面寸法は、狭い方から300mmの位置にて測定。																			
・内装制限 対象(壁・天井) [ROOM101~108] 壁: PB t15mm (NM-8619又は同等) 天井: 強化PB t15mm (NM-8615又は同等) ビニールクロス: 準不燃 (QM-9410又は同等) ※コンロ廻り: 消防庁の指定する構造とし、東京都火災予防条例通りに施工する。 PB t15mm不燃パネル貼り (NM-1699又は同等品)																			
・換気量計算 (令20条の3、建告1826号第3の2) 調理機器はIHヒーター式とする。 換気器具風量: 330m³/h																			
・レンジフードのダクトはスチールスパイラル (同等性能品) とし、 ロックウール (同等性能品) t50mm巻きとする。																			
・住宅用火災報知器の設置 ⑤: 煙式 ⑥: 熱式 (各居室・階段上は煙式、コンロ近接の場合は熱式) ・電源方式は電池式とする。 ・取付位置は住警器の中心とする。 ・煙式については下記による。 (熱式は400mmと読み換える。) ※天井取付の場合 ・壁面から600mm以上離す事。 ・梁等がある場合も同様に600mm以上離す事。 ・エアコンの吹出口及び換気口等より1500mm以上離す事。 ※壁面取付の場合 ・天井から150~500mm以内に取り付ける事。																			
<table border="1"> <tr> <td>基礎: ベタ基礎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床下防湿措置: 防湿シート敷込み</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床下換気: 自然換気 (基礎パッキン)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防蟻・防蟻処理: 地盤面より100mm以下の木部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定建築材料はJIS・JAS適合品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスベストを含んだ材料は使用しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※給水装置は水道法に準拠して施工する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※排水設備は下水道法に準拠して施工する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ガスは都市ガスとし、ガス事業法40条の4を準拠</td> <td></td> </tr> </table>		基礎: ベタ基礎		床下防湿措置: 防湿シート敷込み		床下換気: 自然換気 (基礎パッキン)		防蟻・防蟻処理: 地盤面より100mm以下の木部		指定建築材料はJIS・JAS適合品		アスベストを含んだ材料は使用しない		※給水装置は水道法に準拠して施工する		※排水設備は下水道法に準拠して施工する		※ガスは都市ガスとし、ガス事業法40条の4を準拠	
基礎: ベタ基礎																			
床下防湿措置: 防湿シート敷込み																			
床下換気: 自然換気 (基礎パッキン)																			
防蟻・防蟻処理: 地盤面より100mm以下の木部																			
指定建築材料はJIS・JAS適合品																			
アスベストを含んだ材料は使用しない																			
※給水装置は水道法に準拠して施工する																			
※排水設備は下水道法に準拠して施工する																			
※ガスは都市ガスとし、ガス事業法40条の4を準拠																			
シックハウス用																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>自然給気口100φ (SVC)</li> <li>壁付換気扇 (排気機) 100φ (SVC)</li> <li>アンダーカット10mm (及び換気経路)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クロルピリホスは使用しない。</li> <li>シックハウス用換気扇は常時換気 (24時) とする。</li> <li>スイッチにはその旨を表示する。</li> </ul>																		
天井換気扇 (SVC) φ100 (シックハウス換気)	浴室用換気扇 (SVC) φ100 (シックハウス換気対象外)																		

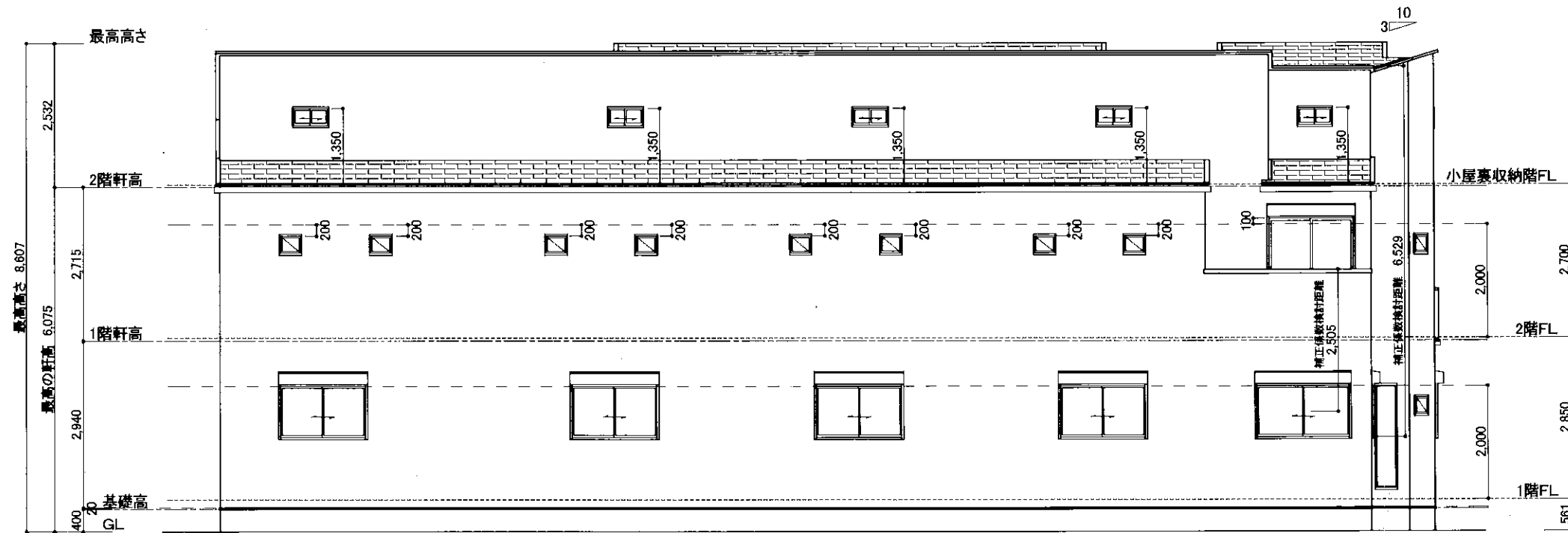




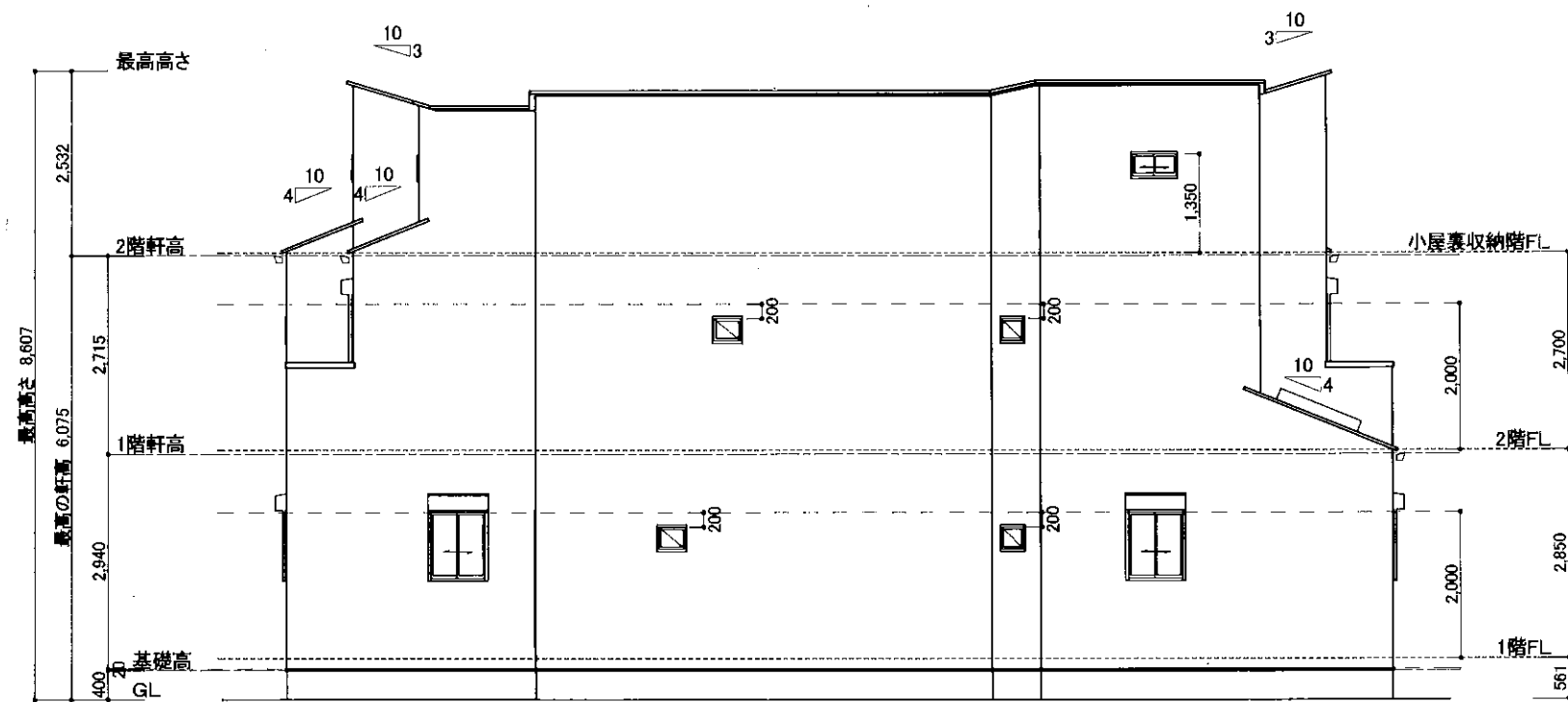
南側 立面図 S:1/100



東側 立面図 S:1/100



北側 立面図 S:1/100



西側 立面図 S:1/100

**CONTRIVE**

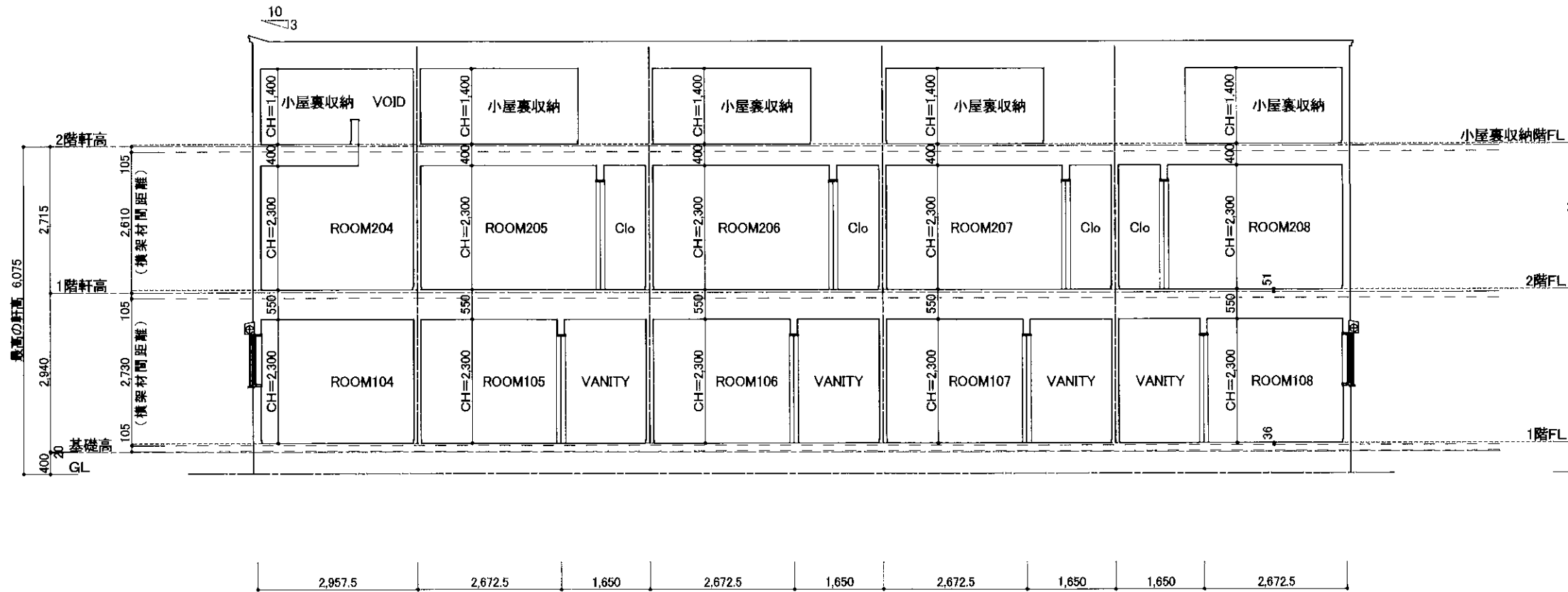
株式会社CONTRIVE一級建築士事務所 Office:8-40-12-301 Tyuuo Oota-ku Tokyo Japan 143-0042  
 [東京都知事登録 第60641号] Tel:03-6331-1360 Fax:03-6331-1364

OWNER  
 (株)フォレストサイド

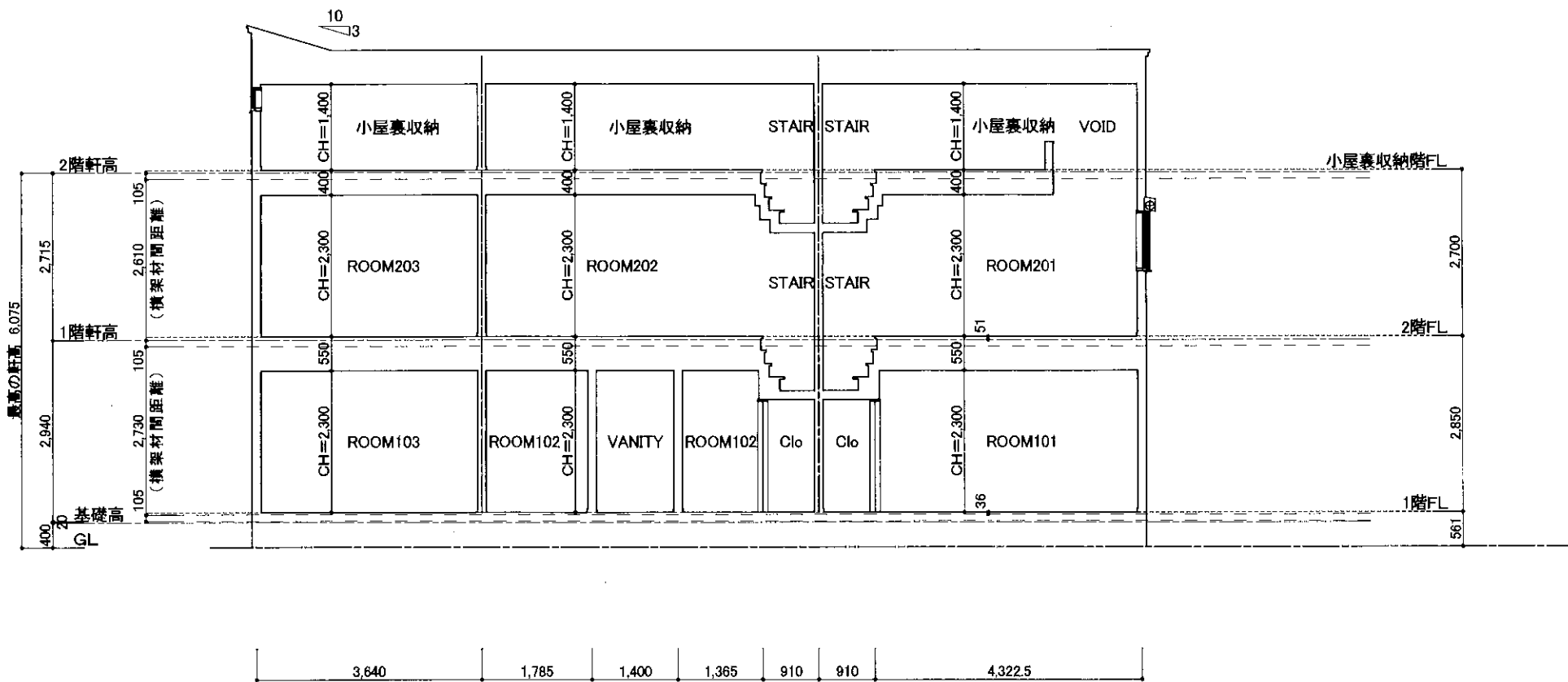
CHECK BY  
 CHIBA  
 DATE  
 2017/09/11

PROJECT  
 (仮称)草加市谷塚町長屋 新築工事  
 TITLE  
 立面図②

DRAWING BY  
 一級建築士 千葉茂雄  
 一級建築士登録 第303178号  
 NO. 11

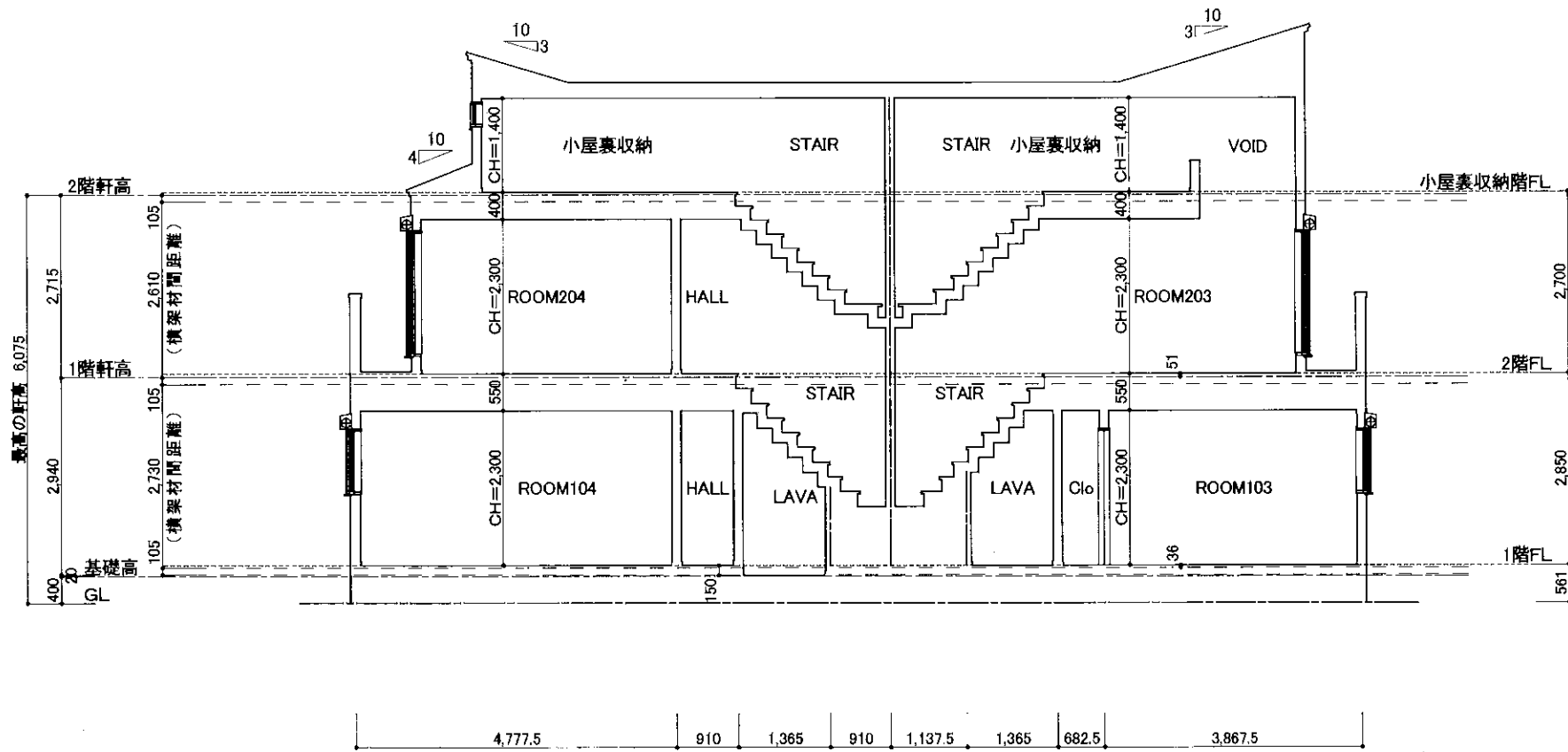


X - X' 断面図① S:1/100

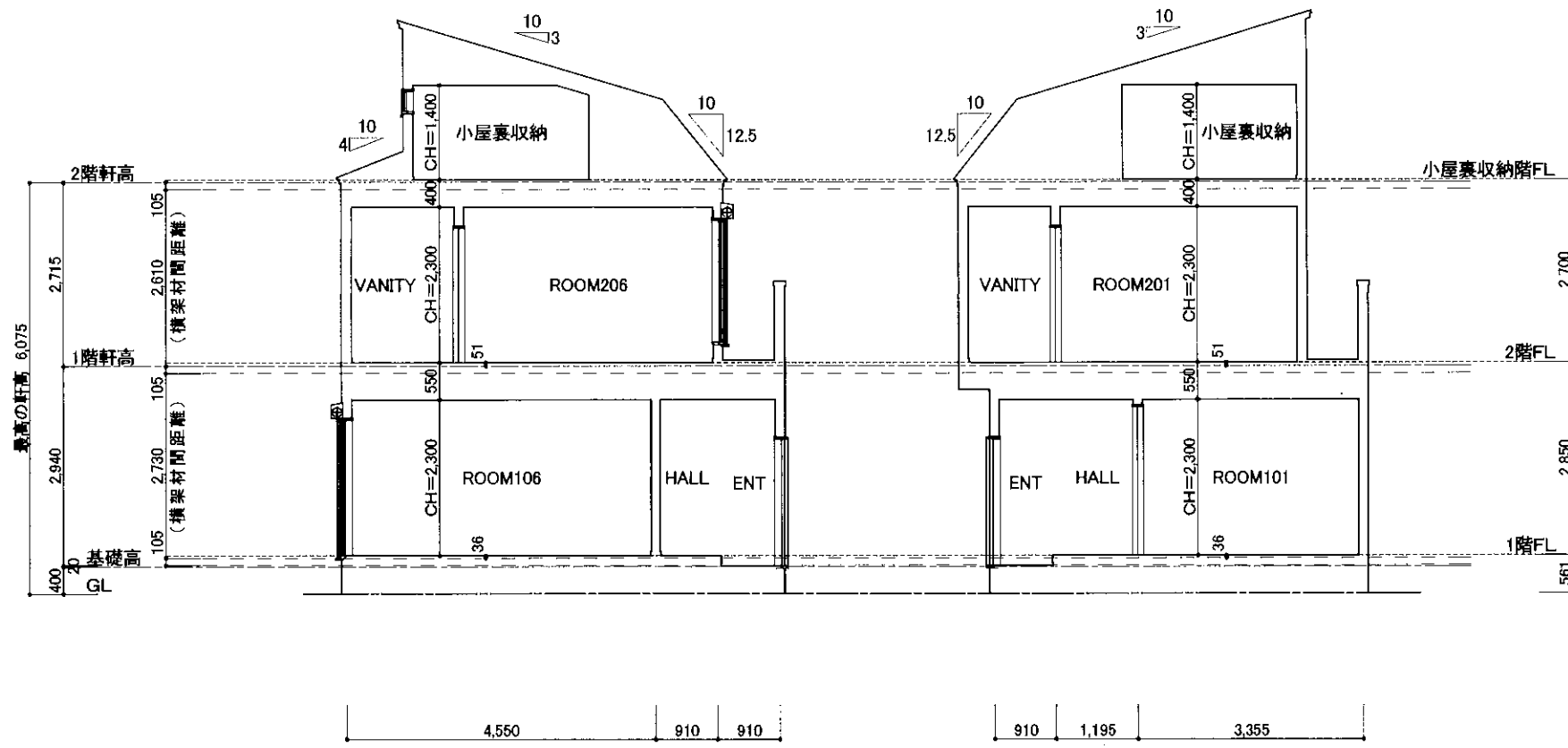


X - X' 断面図② S:1/100

北側斜線制限
明らかにクリアなので、検討式省略
道路斜線制限
明らかにクリアなので、検討式省略



Y - Y' 断面図① S:1/100



Y - Y' 断面図② S:1/100

北側斜線制限
明らかにクリアなので、検討式省略
道路斜線制限
明らかにクリアなので、検討式省略